第2回教育委員会 会議録

1 日 時 令和2年2月26日(水)午前10時00分~午前11時05分

2 場 所 尾花沢市学習情報センター悠美館 ハイビジョンホール

3 出席委員 教育長 五十嵐 健

教育長職務代理者 東海林 衡

委員森山千洋委員笹原謙一郎委員鈴木瑞穂

4 出席者 こども教育課長 山 口 清 孝

 教育指導室長
 髙 橋 和 哉

 社会教育課長
 五十嵐 満 徳

教育相談専門員 笹原晋一

こども教育課長補佐 鈴 木 真 娘(事務局)

会議次第

1 開 会

2 議事日程

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 各課の報告

日程第4 議第2号 市議会の議決を経る事案に係る市長への意見

の申し出について

令和元年度3月補正予算要求等について

日程第5 議第3号 市議会の議決を経る事案に係る市長への意見

の申し出について

令和2年度当初予算要求等について

日程第6 議第4号 尾花沢市小中学校通学区域に関する規則の一

部を改正する規則の制定について

日程第7 議第5号 尾花沢市立小中学校遠距離通学費補助金交付

要綱の一部を改正する訓令の制定について

日程第8 議第6号 尾花沢市小中学校給食費助成金交付要綱の一

部を改正する訓令の制定について

日程第9 議第7号 尾花沢市小中学校給食費助成金交付要綱の一

部を改正する訓令の制定について

日程第 10 議第 8 号 尾花沢市子育て応援学校給食支援事業費補助

金交付要綱の一部を改正する訓令について

日程第 11 議第 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す

る法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整

理に関する規則の制定について

日程第 12 議第 10 号 尾花沢市教育委員会非常勤特別職取扱規程

を廃止する訓令の制定について

3 閉 会

会議録

- 1 開 会 教育長
- 教育長

皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和2年第2回教育委員会を開催いたします。

それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいりますので、暫時 の間、ご協力をお願いいたします。

- 2 日程第1 前回会議録の承認
- 教育長

はじめに、日程第1、「前回会議録の承認について」を審議いたします。

先にお渡ししました「前回の会議録」について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

よろしいようですので承認することとし、会議録への署名を行いたい と思います。よろしくお願いします。

- 令和2年第1回会議録署名委員による署名 -
- 令和2年第1回会議録署名委員による署名 -

以上で前回の会議録の承認を終了します。

• 教育長

次に、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、尾花沢市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により、3番 森山 千洋 委員、4番 笹原 謙一郎 委員を指名いたします。よろしくお願いします。

- 3 各課の報告事項
- 教育長

つぎに、日程第 2 、報告事項でありますが、各課長から報告をお願いいたします。

こども教育課長 資料に基づき説明する

• 教育長

以上で報告を終わりますが、ご質問はありませんか。 訂正がございます。

2月21日に尾花沢市 PTA 連合会評議委員会懇親会とありますが2月28日に訂正願います。なお、懇親会は中止になり、会議だけとなっております。

• 委員

部活動に関する市関係機関の情報交換会を2月28日に行う予定となっていますが、会議の内容について教えていだだきたい。

• 教育指導室長

これからの開催ですので、次回の教育委員会にてご報告いたします。

• 委員

部活動指導員の評価について伺い、今後に生かしていただきたい。

• 委員

部活動によっては、ガイドラインが守られていない場合があるようだ。

• 教育指導室長

スポ少と部活動の線引きがうまく調整できていない部分があるのかも しれませんが、ガイドラインに沿った指導を続けてまいります。

委員

土曜日大会が有り、日曜日は休みかと思ったら練習があったという事が聞こえてくる。

委員

部活動ではなく、保護者主催の練習会についても、子どもの健康を守るという観点から、切り離さずに考えなくてはならない。 成果主義になってしまうとどうしても、そうなってしまう。

教育長

本市でも足並みが揃っていないところもある。このような会議を通じて情報交換していく必要があると思います。

委員

トップアスリート育成の山形ドリームキッズ事業は別になっているとすれば、教育としてトータルとして考えるのもいいが、今後は分けざるを得なくなるのかなと思う。

委員

社会教育課の国指定史跡山の神神社の修理に係る補助金内示額が42%とカットされて、事業ができるのか。

• 社会教育課長

国に申請した内容が、山の神神社の屋根を開けてみて材料調査をするようにという国の指導によるものです。屋根を囲うための工事と設計について約4千万円近く申請したが、42%の内示ということで今回は素屋根の工事のみで設計については次年度に申請を行うことし、3年間の事業計画としていたが、1年延長するしかないと考えています。

教育長

内示の大幅な減額については、首里城の火災が大きな原因となっており、突発的な事であり対応せざるを得なくなったというものです。 その他ないでしょうか。

ないようでしたら、次に、日程第4、議第2号「市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申し出について 令和元年度3月補正予算要求等について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

各課より令和元年度3月補正予算要求の概要説明を行った。

教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長

ご異議なしと認めます。よって議第2号は原案のとおり決しました。

次に、日程第5、議第3号「市議会の議決を経るべき事案に係る市長 への意見の申出について 令和2年度当初予算要求等について」を議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

各課より令和元年度3月補正予算要求の概要説明を行った。

教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員

事務補助員の配置計画はどうなっているのか。国の方でだいぶ推奨しているようだが、各学校をまわるのか、中心校に配置するのか。

• 教育指導室長

令和2年度は2名分の予算を要求しております。勤務時間が短い事も

あってか、公募したが応募がなかった。こちらの想定では、子育て世代 の保育園等に預けている時間帯で勤務してもらえればと考えていまし た。再公募を行う必要がある。

• 委員

子育て世代の方は新聞、市報を見ていないことが多いと思います。保育園等に募集要項をおいてみては。

学力支援員については小学校の算数については教員免許所有の方で、中学校の数学についてはハードルが高く、TT、学習支援という形で入ってもらうため、別教科となりますが中学校免許所有者の方に入ってもらう。小学校については、教員免許所有を要件として新年度は対応していきたい。

委員

5.6年生の数学については、専門教科教員の配置をしていくことは 進んでいるのか。

特色のある教育をどう進めていくかと言うこともある。

• 委員

ペッパー君導入県内初は、すばらしい。どのように活用していくのか。

• 指導室長

2台導入、尾花沢中学校と尾花沢中学校に最初置いて、こんな使い方ができるということを1学期期間検討して、その後研修会を行い、他の学校に回していく。1学期中に花笠踊りを踊れるようにプログラミングをし、尾花沢まつりで披露できるようなところまで持っていければと考えています。ソフトバンクの社会貢献授業で3年間借りる予定です。

バーチャルの世界だけでなく、プログラミングしたものが実際に目の 前で歩く、動くという体験が効果的と考えます。

· 委員

スポーツ合宿等誘致推進事業費補助金は、県外のスポ少の団体が尾花 沢市内の施設を利用したときに補助金が受けられるのですか。

• 社会教育課長

県で一人一泊 1,000 円、尾花沢市で 1,000 円の合計 2,000 円が助成されます。市でも補助する場合のみ県の補助も受けられるものです。

• 教育長

ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

• 教育長

ご異議なしと認めます。よって議第3号は原案のとおり決しました。

次に、日程第6、議第4号「尾花沢市小中学校通学区域に関する規則 の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・こども教育課長 鶴子小学校、玉野中学校の統合により改正するものです。

• 教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

• 教育長

ご異議なしと認めます。よって議第4号は原案のとおり決しました。

次に、日程第7、議第5号「尾花沢市立小中学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・こども教育課長 鶴子小学校、玉野中学校の統合により改正するものです。

教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

• 教育長

ご異議なしと認めます。よって議第5号は原案のとおり決しました。 次に、日程第8、議第6号「尾花沢市子育て応援学校給食支援事業費 補助金交付要綱の一部を改正する訓令について」を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

・こども教育課長

3年ごとの時限立法のため、事業継続するために改正するものです。 議案書の提案理由の訂正をお願いします。

教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第6号を採決いたします。本案を一部訂正のうえ決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長

ご異議なしと認めます。よって議第6号は一部訂正のうえ決しました。

次に、日程第9、議第7号「尾花沢市小中学校給食費助成金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・こども教育課長

3年ごとの時限立法のため、事業継続するために改正するものです。 議案書の提案理由の訂正をお願いします。

• 教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第7号を採決いたします。本案を一部訂正のうえ決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長

ご異議なしと認めます。よって議第7号は一部訂正のうえ決することとなりました。

次に、日程第10、議第8号「尾花沢市分館等(集落公民館)整備費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長

集落公民館の改修の負担権限を図るため、補助額を改正するものです。

• 教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第8号を採決いたします。本案を一部訂正のうえ決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長

ご異議なしと認めます。よって議第8号は原案のとおり決することとなりました。

次に、日程第11、議第9号「地方公務員法及び地方自治法の一部を 改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制 定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

• 社会教育課長

正職員と臨時職員の格差是正を図るため、また、これまでの非常勤特別職の資格の厳格化を図るため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い改正するものです。

• 教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第9号を採決いたします。本案を一部訂正のうえ決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

• 教育長

ご異議なしと認めます。よって議第9号は原案のとおり決することとなりました。

次に、日程第12、議第10号「尾花沢市教育委員会非常勤特別職取 扱規程を廃止する訓令の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

• 社会教育課長

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い非常 勤特別職取扱規定を整理するものです。

• 教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第10号を採決いたします。本案を一部訂正のうえ決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長

ご異議なしと認めます。よって議第10号は原案のとおり決すること となりました。

以上で、本会に附議されました議案の審議が終了しました。

6 その他

続いて、日程第9 「その他」でございますが、何かありませんか。

教育長

特になければ、これで令和2年第2回教育委員会を閉会いたします。 大変ご苦労様でした。

午前11時50分閉会

会議録署名委員

3番			
1 釆			